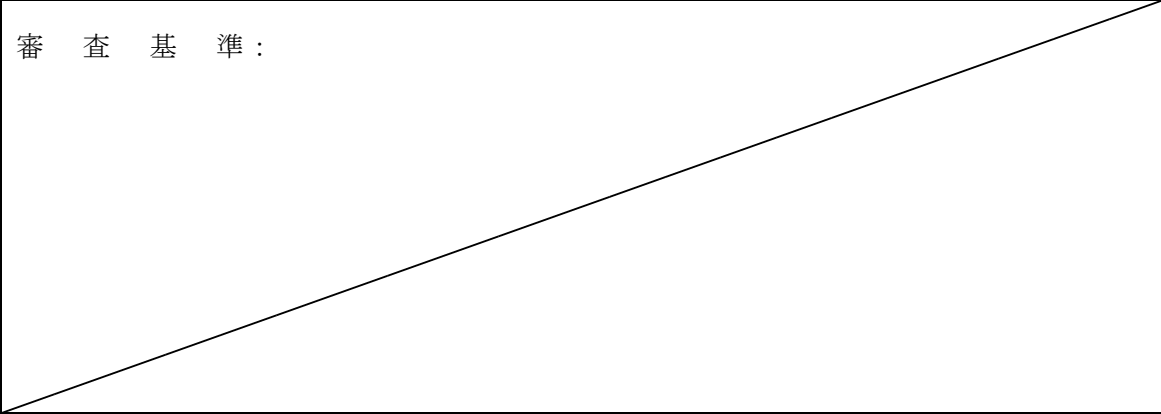


審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第8項
処 分 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1日以内
申 請 先：申請書は、その交付を受けた警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線3414）
備 考：